

EJEC REPORT

岡山県橋梁点検マニュアルの改定と 新技術・点検支援技術の紹介

2026年6月12日
岡山県コンクリート診断士会
第19回情報提供会



EJEC 株式会社
エイト日本技術開発

2026年6月12日
橋梁事業部 中国支社 保安全野
徳永論史

価値ある環境を未来に

EJEC

目次

1. 橋梁点検について
2. 「岡山県橋梁定期点検マニュアル(案)」の改定について
3. 新技術・点検支援技術の紹介

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

EJEC

1 橋梁点検について

1-1. 橋梁点検の目的

橋梁点検は、安全・円滑な交通を確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的に実施し、**損傷状況の把握**、**対策区分の判定**、**点検結果の記録**を行う。



梯子による点検



高所作業車による点検



橋梁点検車による点検

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

EJEC

1 橋梁点検について

1-2. 橋梁点検に関する法律

■ **道路法 第42条** (昭和27年6月10日法律第180号)
(道路の維持または修繕)
第四十二条 道路管理者は、**道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、**もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。
2 道路の維持または修繕に関する**技術的基準**その他必要な事項は、法令で定める。
3 前項の技術的基準は、**道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む**ものでなければならない。

■ **道路法施工規則 第4条の5の6** (昭和27年8月1日建設省令第25号)
(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)
第四條の五の六 令第三十五條の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために**必要な知識及び技能を有する者が行う**こととし、近接目視により、**五年に一回の頻度**で行うことを基本とすること。
- 二 前号の点検を行ったときは、当該トンネル等について**健全性の診断**を行い、その結果を**国土交通大臣が定めるところにより分類**すること。
- 三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五條の二第一項第三号の措置を講じたときは、**その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存**すること。

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

1 橋梁点検について



1-2. 橋梁点検に関する法律

■ 道路の維持修繕に関する省令・告示

道路法第42条に、道路管理者の道路の維持・修繕の義務を定めている。

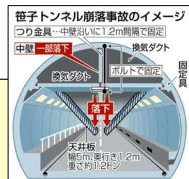
道路の維持については、「清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること」と記述されている。

■ 具体的な内容

- 橋梁、横断歩道橋、トンネル、シェッド、大型カルバート、門型標識等は、**5年に1回**の頻度で、**近接目視**により点検を行うことを基本とする。
- 点検、診断の結果等について、**記録・保存**する。
- 健全性の**診断結果を4段階に区分**
- 点検は必要な**知識と技能を有する者**が行う

■ 健全性の診断の区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



出展：chibawanganwalk.sakura.ne.jp

1 橋梁点検について



1-2. 橋梁点検に関する法律

橋梁やトンネルでは、平成26年より**5年に1度の定期点検**が法令で義務付けられている。その経緯については以下の通り。

○ 笹子トンネル天井板落下事故 [H24.12.2]

- 事故の原因は吊り金具の固定ボルトの抜け落ちと考えられる
- 当時の点検方法は「遠望目視で異常が発見されたら打音検査」
- ⇒事故の3か月前の点検では遠望目視で「異常なし」のため打音せず

- トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施 [H24.12.7] ジェットファン、照明等
- 道路ストックの集中点検実施 [H25.2~] : 第三者被害防止の観点から安全性を確認

- 道路法の改正 [H25.6] : 点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設
- 定期点検に関する省令・告示公布 [H26.3.31] : 5年に1回、近接目視による点検

- 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 [H26.4.14]
- 道路メンテナンス会議 設立 [H26.4~] : 地方公共団体の取組みに対する体制支援
- 定期点検要領 通知 [H26.6.25] : 円滑な点検の実施のための具体的な点検方法等を提示

- 定期点検に関する省令・告示施行 [H26.7.1] : 5年に1回、近接目視による点検開始

1 橋梁点検について



1-3. 橋梁点検の基準

■ 橋梁点検の基準

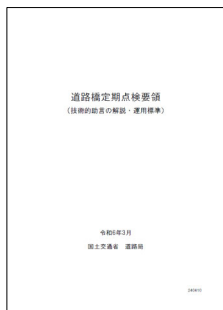
国・自治体（都道府県・市町村）が管理する全ての橋梁（全国約72万橋）は「**道路橋定期点検要領**」（国土交通省 道路局）に準拠して点検を行う。

「**道路橋定期点検要領**」：橋梁点検を行う上で必要最低限実施する内容を示したものの。

- 5年に1回の点検の義務
- 近接目視の原則（新技術・点検支援技術の併用可）
- 点検、診断結果の記録・保存（点検調書の作成）
- 健全性の診断結果を4段階に区分（I～IV）
- 知識と技能を有する者が点検を行う

■ 健全性の診断の区分

区分	定義
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



1 橋梁点検について



1-3. 橋梁点検の基準

■ 橋梁点検の基準

「**道路橋定期点検要領**」は橋梁点検を行う上で、最低限実施しなければいけない規定・内容を示したものである。

そのため、実際の点検の実施方法、取りまとめ方法などの詳細については、それぞれの道路管理者が定めた橋梁点検の基準に準拠して点検を行う。

■ 道路管理者が定める基準

- 国（国土交通省）
 - 「**橋梁定期点検要領**」（国交省 道路局 国道・技術課）
- 自治体（県・市町村）：各都道府県が作成した独自の点検マニュアル
 - 「**岡山県道路橋梁点検マニュアル（案）**」（岡山県土木部 道路建設課）など

⇒要領によって、点検結果のとりまとめの様式（**点検調書**）が異なる。

1 橋梁点検について



1-4. 橋梁点検のとりまとめ (点検調書)

■ 橋梁点検での点検調書 (国報告様式)

① 「道路橋定期点検要領」に準拠した様式

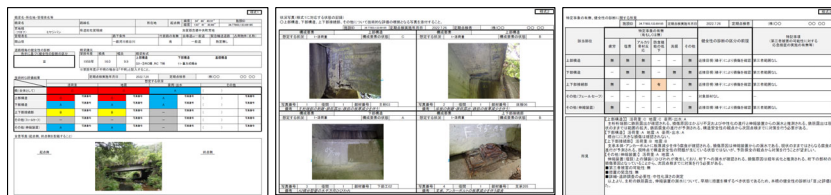
「国報告様式 (77条様式)」

⇒ 全ての橋梁 (全国約72万橋) について作成する。

・ 点検調書の様式は統一されている (様式1~様式3)。

・ 橋梁点検の結果のうち、必要最低限の内容を記録したもの。

(橋梁全体の健全度、全体的な評価、代表損傷等を記載)



様式1

様式2

様式3

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

1 橋梁点検について



1-4. 橋梁点検のとりまとめ (点検調書)

■ 橋梁点検での点検調書 (道路管理者)

② 各道路管理者が定める橋梁点検要領に準拠した様式

【代表様式】

「橋梁定期点検要領」 (国交省 道路局 国道・技術課)

「岡山県道路橋梁点検マニュアル (案)」 (岡山県土木部 道路建設課) など

⇒ 道路管理者が管理する橋梁についてそれぞれ作成する。

・ 点検調書は道路管理者が定める橋梁点検要領ごとに様式が異なる。

・ 「国報告様式 (77条様式)」より詳細な内容が記載されている。

(全部材の損傷、状況の記録、損傷図など)

※ 各道路管理者の点検調書を作成したのち、「国報告様式 (77条様式)」に反映させるのが一般的

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

1 橋梁点検について



1-5. 「道路橋定期点検要領」の変遷

■ 橋梁点検のサイクル

※平成26年(2014年)7月 定期点検に関する省令・告示施行
5年に1回の点検が義務化

⇒ 「道路橋定期点検要領 平成26年7月」制定

※【橋梁・トンネル・横断歩道橋・シェッド・大型カルバート・附属物】
について、それぞれ定期点検要領が制定される。

■ 1巡目点検 : H26~H30

■ 2巡目点検 : R01~R05

■ 3巡目点検 : R06~R10 ← (現在は3巡目点検)

5年毎のサイクルごとに「道路橋定期点検要領」が改定されている

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

1 橋梁点検について



1-5. 「道路橋定期点検要領」の変遷

■ 1巡目点検 (H26~H30) 「道路橋定期点検要領 平成26年7月」
・ 岡山県の橋梁点検マニュアルの作成 (平成27年6月)

■ 2巡目点検 (R1~R5) 「道路橋定期点検要領 平成31年2月」
・ 近接目視と同等の評価ができる技術の活用を認める
・ 「77条様式」の変更はなし
・ 岡山県の橋梁点検マニュアルは改訂なし

■ 3巡目点検 (R6~R10) 「道路橋定期点検要領 令和6年3月」
・ 評価方法の大幅な変更
・ 「77条様式」の大幅な変更
・ 岡山県の橋梁点検マニュアルの改定

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

1 橋梁点検について



1-6. 「道路橋定期点検要領」の変更

現行の「道路橋定期点検要領 (R6.3)」では、点検調査書式が以下のように変更された。

- ① 評価の対象が「部材 (主桁・横桁・床版など)」ことから「構成要素 (上部構造など)」ごとに変更された。
- ② 活荷重や地震、豪雨・出水など想定する状況が発生した場合、主たる構成要素がどのような状態 (区分: A~C) となる可能性があるのかを評価することが追加された。
- ③ 「所見」の欄を拡大し、橋梁の健全度の判定の決定にかかわる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように記載することが必要になった。

旧「国報告様式 (77条様式)」

新「国報告様式 (77条様式)」

EIGHT JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

1 橋梁点検について



1-6. 「道路橋定期点検要領」の変更

- ① 評価の対象が「部材 (主桁・横桁・床版など)」ことから「構成要素 (上部構造など)」ごとに変更された。
- ② 活荷重や地震、豪雨・出水など想定する状況が発生した場合、主たる構成要素がどのような状態 (区分: A~C) となる可能性があるのかを評価することが追加された。

①構成要素ごとに評価

②想定する状況における技術的な評価

■「技術的な評価結果」の想定する状況について

- (1) 活荷重: 起こりえないとは言えないまでも、通常の供用では極めて起こりにくい程度の重量の車両の複数台同時積荷などの過大な活荷重状況
- (2) 地震: 一般に道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きく稀な地震
- (3) 豪雨・出水: 橋の条件によっては被災可能性があるような稀な洪水等の出水のうち、立地条件から該当することを基本とする
- (4) その他: 道路の構造条件等によっては被災可能性があるような台風等の暴風について想定する

■「技術的な評価結果」について

- A: 何らかの変状が生じる可能性は低い
- B: 致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある
- C: 致命的な状態となる可能性がある

「道路橋定期点検要領」より抜粋

EIGHT JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

1 橋梁点検について



1-6. 「道路橋定期点検要領」の変更

- ③ 「所見」の欄を拡大し、橋梁の健全度の判定の決定にかかわる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように記載することが必要になった。

- ### ■一般的に所見に含まれるべき事項
- ① 点検で把握した状態
 - ② 損傷の原因、進行の可能性の推定、およびその根拠
 - ③ 想定する状況に対する上部構造・下部構造・上下部接続部の構造安全性の推定
 - ④ 該当する特定事象の状態も勘案した経年的劣化に対する評価
 - ⑤ 道路利用者への影響や第三者被害の発生等の可能性
 - ⑥ 道路橋の状態に関する技術的な観点での所見、および健全性の診断の区分決定に考慮された措置の必要性に関する技術的観点からの所見
 - ⑦ 措置の緊急性の有無
 - ⑧ 詳細調査や追跡調査の必要性の有無
 - ⑨ その他、措置や次回定期点検に向けて記録しておくのがよい事

EIGHT JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

2 岡山県橋梁点検マニュアルの改定について



2-1. 岡山県の橋梁点検マニュアル改定のポイント

■岡山県の橋梁点検マニュアルの特徴

改定前の岡山県の橋梁点検マニュアルでは、損傷ごとに「損傷区分a~e」を評価し、判定表に基づいて損傷区分に対応する対策区分、判定区分 (健全度) を選定する方法となっていた。

- ・ 国交省の橋梁点検要領と近い (損傷の項目、損傷の評価区分)
- ・ 判定表で評価が決まるため、点検者・診断者による判定のばらつきが少なくなる
- ・ 点検および点検調査作成の際の作業量は多くなる

「損傷の種類と評価」
「岡山県道路橋梁点検マニュアル (案) H27.1」

EIGHT JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

2-1.岡山県の橋梁点検マニュアル改定のポイント

- ・ 損傷の評価区分を基にした判定方法は継続した。
⇒過去2巡分で蓄積した点検データとの比較が可能
- ・ 判定表により、損傷の評価から技術的な評価や健全度を選定できる
ようにした。
⇒点検者・診断者による判定のばらつきを少なくする
- ・ 職員点検にも対応できる要領
⇒経験の浅い技術者でもある程度の評価が可能
- ・ 新しい「国報告様式（77条様式）」の記述に対応
- ・ 評価は構成要素ごとに行うが、従来通りの部材ごとの評価も行う
⇒構成要素の評価のみでは、どの部材が問題なのかかわかりにくく、
発注者が補修対象を把握しにくい

「維持管理」の基礎データとして活用しやすい
「橋梁点検マニュアル」とする

2-2.岡山県の橋梁点検マニュアル改定の例

■新しい岡山県道路橋梁点検マニュアルの記述例

改定された「岡山県道路橋梁点検マニュアル（案）R7.6」では、各損傷の損傷程度と損傷の発生箇所から、「想定する状況」毎の「技術的な評価」の目安を選定できるようになっている。

⑦鉄筋露出：損傷はP85参照

「損傷区分」から「技術的な評価結果（A~C）」が選定できる。

評価の目安		損傷区分	技術的な評価結果 (活荷重・地震)	健全性の診断の区分
損傷の状況	損傷の発生箇所			
損傷なし		a	A	I
局所的に鉄筋露出は確認されるが、鉄筋の断面減少は生じていない	構造上影響が小さい箇所	b	A	I/II
	構造上影響が大きい箇所	b	A	II
広範囲に鉄筋露出は確認されるが、鉄筋の断面減少は生じていない	構造上影響が小さい箇所	c	A	II
	構造上影響が大きい箇所	c	B	II/III
鉄筋露出があり、一部に鉄筋の断面減少が生じている	構造上影響が小さい箇所	d	B	II/III
	構造上影響が大きい箇所	d	C	III
広範囲に鉄筋露出があり、著しい鉄筋の断面減少がある	構造上影響が小さい箇所	e	C	III/IV
	構造上影響が大きい箇所	e	C	III/IV

※ 「広範囲」とは対象面積の1割程度以上

2-2.岡山県の橋梁点検マニュアル改定の例

■新しい岡山県道路橋梁点検マニュアルの記述例

「岡山県道路橋梁点検マニュアル（案）R7.6」では、損傷の発生箇所を構造上影響が大きい箇所と小さい箇所に区別し、発生箇所により「健全性の診断の区分」に差が生じるようになっている。

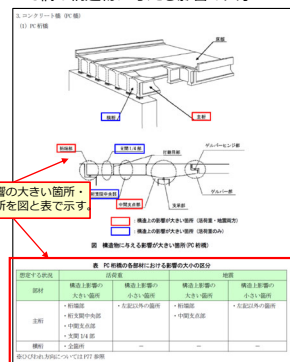
⑦鉄筋露出：損傷はP85参照

評価の目安		損傷区分	技術的な評価結果 (区荷重・地震)	健全性の診断の区分
損傷の状況	損傷の発生箇所			
損傷なし		a	A	I
局所的に鉄筋露出は確認されるが、鉄筋の断面減少は生じていない	構造上影響が小さい箇所	b	A	I/II
	構造上影響が大きい箇所	b	A	II
広範囲に鉄筋露出は確認されるが、鉄筋の断面減少は生じていない	構造上影響が小さい箇所	c	A	II
	構造上影響が大きい箇所	c	B	II/III
鉄筋露出があり、一部に鉄筋の断面減少が生じている	構造上影響が小さい箇所	d	B	II/III
	構造上影響が大きい箇所	d	C	III
広範囲に鉄筋露出があり、著しい鉄筋の断面減少がある	構造上影響が小さい箇所	e	C	III/IV
	構造上影響が大きい箇所	e	C	III/IV

※ 「広範囲」とは対象面積の1割程度以上
※ 上記については「留意書」で詳細すること

損傷の発生箇所により、構造上影響が大きい箇所と小さい箇所を区別し、発生箇所により「健全性の診断の区分」を決定する。

■PC橋の構造物に与える影響の大小



3-1.新技術・点検支援技術の活用の経緯

全国に橋梁は約72万橋（橋長2m以上）、トンネルは約1万本供用されている。これらの施設すべてを5年に1度点検するには、多くの費用が必要である。また、技術者・働き手の不足、働き方改革の推進といった問題がある。このため国土交通省では、点検において近接目視による場合と同等の健全性の診断が可能である新技術・点検支援技術を活用することを推進している。

■国土交通省では「点検支援技術」の公募を行い、近接目視と同等と判断される技術について「点検支援技術性能カタログ」に掲載し国土交通省HPに公開している。

<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/>

■令和8年3月における点検支援技術性能カタログでは以下の通り分類されている。

- 画像計測技術（79技術+12技術）
- 計測・モニタリング技術（71技術+5技術）
- 非破壊検査技術（44技術+4技術）
- データ収集・通信技術（4技術+1技術）

※赤字は前年度からの増加

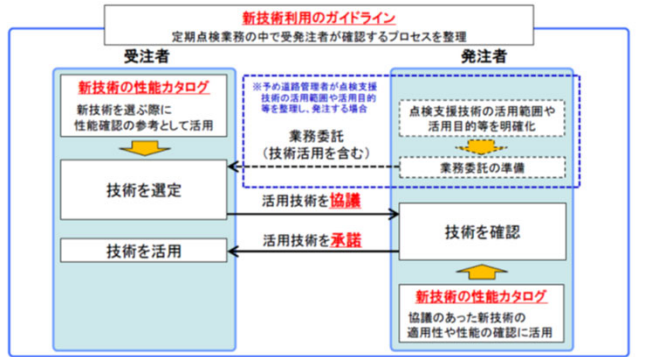
3 新技術・点検支援技術の紹介



ガイドライン・性能カタログの概要

社会資本整備審議会点検分科会 第14回点検技術中核
委員 資料2より抜粋
(国土交通省技術センター編集)

- ガイドラインは、定期点検業務の中で受発注者が使用する技術を確認するプロセス等を例示。
- 性能カタログは、国が定めた技術の性能値を開発者に求め、カタログ形式でとりまとめたもので、受発注者が新技術活用を検討する場合に参考とできる。



EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



■ 小型ドローン技術【点検支援技術性能カタログ 画像解析技術】

【従来点検での問題点】

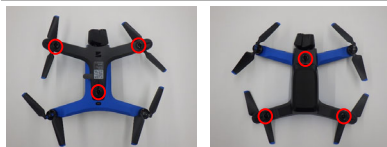
河川上などでは、橋梁点検車やロープアクセス等による点検を行うが、大掛かりな交通規制が必要であったり点検効率が低下するなどコスト高となる場合が多い。



飛行型ロボット（ドローン）による点検を行うことで、交通規制不要、点検効率のアップにより点検の効率化が可能

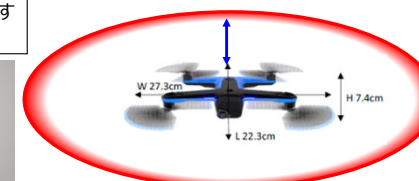
【小型ドローン (J2)】

魚眼レンズセンサーとAIにより、飛行中に障害物を3D空間で認識して衝突を回避する。狭隘への進入が可能。



6つの魚眼レンズにより全周方向の衝突回避機能搭載

衝突回避機能の範囲
(87cm、28cm、11cm)



※衝突回避機能の範囲は、設定で変更可能

最小 11 cm

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



■ 小型ドローン技術【点検支援技術性能カタログ 画像解析技術】

■ J2ドローンの点検状況（鋼橋の桁端部への進入状況）



ビデオ 1：非常に狭い箇所への進入状況



ビデオ 2：J2の撮影状況

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



■ ボート型ドローン技術【点検支援技術性能カタログ 画像解析技術】

【溝橋点検における問題点】

水位が高い溝橋の点検では、点検が困難であり、危険（水没や酸素濃度・硫化水素の発生）を伴う



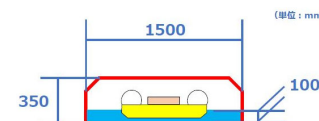
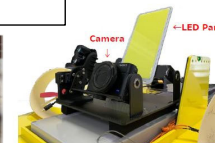
ボート型ドローンを用いることで安全に点検が可能。作業効率も従来と同程度。



転倒や胴長内に浸水の可能性
⇒危険を伴う作業



ボート型ドローン



- ドローンヘリと同じく風力により駆動する
- 4つのプロペラで全方向に細かい動きが可能
- 水深10cm以上で使用可能

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



■ボート型ドローン技術【点検支援技術性能カタログ 画像解析技術】



EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



■クローラロボット技術【新技術】

- 【点検時の課題】
- ✓狭い水路・溝橋・下水道などの点検では、狭隘部のため人が立ち入れない箇所がある。
 - ✓災害時には、二次災害防止のため崩落トンネルや建物内に人が立ち入って確認することができない。
 - ✓酸素濃度の低い橋梁BOX桁等では飛行型ドローンを使う場合もあるが、風力で埃やチリを巻き上げ、撮影画像が「雪景色」のようになってしまう。

完全防水クローラ型ロボット

- 【概略仕様】
- ・有線・無線両用
 - ・まるごと水洗い可能
 - ・可搬重量15kg程度
 - ・登坂傾斜35~40°
 - ・用途に応じた機材の搭載
(補助輪、カメラ、照明設備等)



EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



■クローラロボット技術【新技術】



EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



■洗掘調査（河床探査）技術【点検支援技術性能カタログ 画像解析技術】

激甚化する豪雨災害：洗掘調査の重要性

近年、豪雨災害時に河川上の橋脚が基礎の洗掘を受けることで傾斜・転倒し、上部工の落橋に至るケースが確認される。
⇒ H31年度橋梁定期点検要領より、**橋脚の洗掘調査が義務**付けられた



2023.5 川辺橋
(岡山県高梁川)



2023.8 大石大木橋
(岡山県吉井川)

【洗掘調査における問題点】

- ✓水深が深いところでは、橋脚への近接手段としてボートや橋梁点検車が必要である。
- ✓潜水調査は、時間と労力、コストを要する。
- ✓上記は事前に準備が必要であり、緊急時での手配が困難



水中ソナーを搭載したボート型ドローンを用いることで、河床の形状や構造を面的・3次元的に可視化することが可能。



橋梁点検車からの水深計測状況



水中ソナー搭載ボート型ドローン



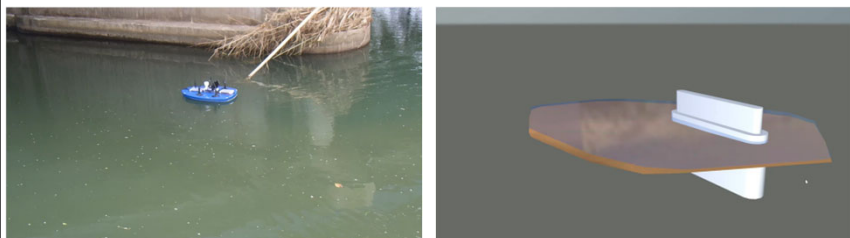
潜水士による計測状況

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



■洗掘調査（河床探査）技術【点検支援技術性能カタログ 画像解析技術】



ビデオ1：ボートによる計測状況

ビデオ2：計測した3次元河床状況

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



■360°カメラの活用【新技術】

近年、建設業界でのBIM/CIMやDXの活用が推進されている。

【橋梁点検におけるBIM/CIM活用の問題点】

- ✓ BIM/CIMの作成は手間・費用が膨大となる。
- ✓ 全国の既設橋全て(約72万橋)で実施するのは非効率的である。
⇒ 補修設計が必要な橋梁（健全度Ⅲ以上）、重要橋梁について優先する
- ✓ 点群データによる3Dモデル化は大容量となる。また、専用アプリケーションが必要であり、発注者が容易にデータの確認ができない。



360°カメラを用いることで、以下の問題点に対応することが可能

- ✓ 点検時の橋梁周辺の状況・損傷を3次元的に記録・確認することが可能。
- ✓ 現場で簡単にデータ取得（写真撮影）ができる。
- ✓ 写真データのため、データ容量が軽い。
⇒大量の橋梁のデータの管理が可能。
- ✓ Acrobat Readerのような無償ビューワー版があり、特殊なアプリケーションなしでも確認が可能。



EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



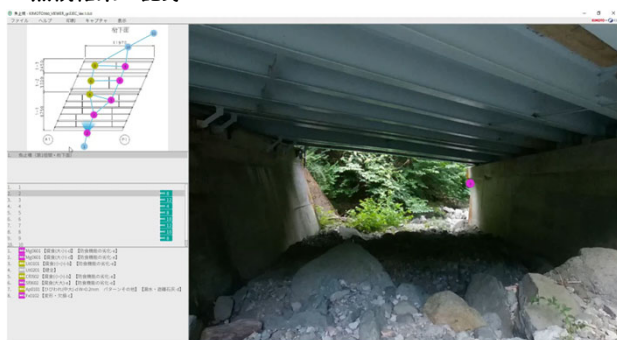
■360°カメラの活用【新技術】

【活用例】

- 点検結果のデジタル概要
- 補修前、補修後の状況比較
- 過年度との損傷進行確認
- 現地踏査結果の説明
- 設計図、仮設図などの説明

など

■点検結果の記録



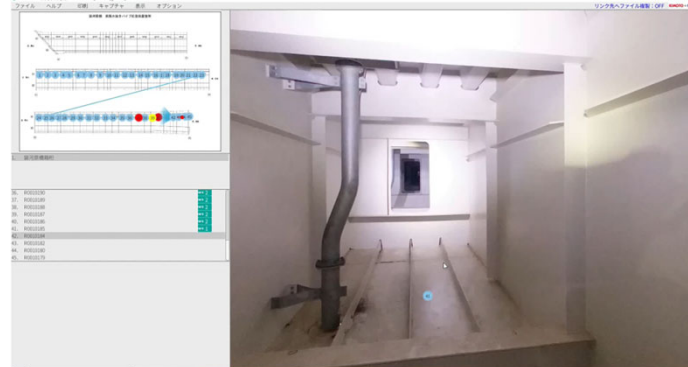
EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.

3 新技術・点検支援技術の紹介



■360°カメラの活用【新技術】

■箱桁内の損傷位置確認



EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.



EJEC

ご清聴いただきありがとうございました

EIGHT-JAPAN ENGINEERING CONSULTANTS INC.